

# 利用分量割戻金について

## 1. 割戻し対象事業

---

2022年10月末日現在の在籍組合員

## 2. 割戻し対象事業

---

第33期分の供給事業・利用事業・その他事業のうち、

- (1) 供給事業 : 指定店販売(現金供給を除く)・通信販売
- (2) 利用事業 : ガソリン利用・生協カード利用(カード利用の割戻し対象は国内のショッピングに限る)
- (3) その他事業 : 各種保険・共済関係

## 3. 割戻し金

---

- ①物販販売 : 利用金額1,000円(千円未満切捨て)につき 8.6円 (10銭未満切捨)
- ②カード利用等 :
  - ・ガソリンカード利用は 7.0円 (10銭未満切捨)
  - ・生協カード利用は 4.2円 (10銭未満切捨)
- ③保険・共済等 : 利用金額1,000円(千円未満切捨て)につき 1.9円 (10銭未満切捨)

## 4. 全国電力生協連「火災共済」第32期利用分量割戻し

---

第32回通常総会(2022年9月6日開催)の議決を踏まえ、以下のとおり実施します。

- (1) 割戻し対象事業 : 火災共済事業 第32期分(2021年7月~2022年6月)の既経過掛金
- (2) 割戻し対象者 : 2022年8月末日現在の在籍組合員
- (3) 割戻し額 : 火災共済事業100円につき13円

## 5. その他の事項

---

- (1) 割戻し金は、過去の出資預り金と今回の割戻し金とを合算した合計額が5,000円に達した分を、各自の出資金に振り替えます。

なお、5,000円に未達分は、出資預り金として個人単位に管理します。
- (2) 支所および分所(必要な個所)には「割戻し金支払明細書」を、組合員(対象者全員)には「利用分量割戻しのお知らせ」ハガキをそれぞれ送付します。
- (3) 利用分量割戻しは2022年10月末日に実施し、通知書の発送は2022年11月15日頃を予定しています。
- (4) 出資金の一部払戻制度について
  - ①過去の出資預り金と当該年度の割戻し金を合算した合計額が、5,000円を超えて出資金に振替えられた口数を限度として、1口単位で払戻しを行うことができます。
  - 払戻しを希望する場合は、所定の様式により12月16日までに東北電力生協まで申し込むものとします。
  - ②現金で払戻しができる金額は、当該年度に振り替えられた口数を限度とすることから、過年度分については現金での払戻しはできないものとします。
  - ③出資金の払戻しは2023年1月31日に当該組合員の口座へ振り込むこととし、払戻しに係わる振込手数料は、当該組合員の負担とします。